

# 嶺南広域行政組合議会の定例会の回数を定める条例

平成 9 年 7 月 1 日  
条 例 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条により準用する同法第 102 条第 2 項の規定に基づき、嶺南広域行政組合議会の定例会の回数を次のように定める。

毎 年 2 回

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後に開会される平成 9 年の定例会の回数は、この条例の規定にかかわらず 1 回とする。